

内部統制報告制度等の論点と提言

一般社団法人 日本取締役協会
内部統制ワーキンググループ

1. はじめに

日本取締役協会は、内部統制報告制度が2年目を迎えたのをきっかけとして、結果不表明及び重要な欠陥があるとした内部統制報告書と、その内部統制監査報告書、財務諸表監査報告書、監査役監査報告書の実際の記載例を検討し、論点を整理・分析する弁護士、会計士等からなる内部統制ワーキンググループ（以下、「WG」という）を設置した。

財務報告の信頼性にかかる内部統制報告制度は、制度の設計から導入・実施までさまざまな点について議論が活発になされた。制度が実施されて、一方で企業の内部統制の改善に一定の効果をもたらしたという評価がなされたが、他方で制度実施2年目に向けて改善点や論点についても活発な議論がなされた。その内容については、2009年8月29日に開催された日本内部統制研究学会第2回年次大会での様々な報告や、2009年11月5日に開催された第1回内部統制報告制度ラウンドテーブルの報告などに詳しいところである¹。

しかし、これらの研究報告は、財務会計の実務者や監査法人が中心になって行われたものであり、法律家による制度自体やその運用に対する批判は、内部統制報告制度に関心を寄せ議論に参加する法律家が少数であることもあって、限定的なものであった。また、内部統制報告制度は、金融商品取引法にその根拠を置くものであり、その目的が財務報告の信頼性に係る内部統制の改善を図り開示の適正を確保することにあるが、会社法が根拠となっている開示制度と一体としてみたとき、企業の内部統制の促進や適正な開示という観点からみた議論が、会計学者、会社法学者、企業の財務担当者、公認会計士、弁護士、規制当局の間で活発にされているという状況ではなかった。

もとより金融商品取引法という市場法の下での開示と会社法の開示は、その想定する対象者が若干異なるが、有価証券報告書及び内部統制報告書のみならず計算書類や監査役監査報告書等から情報を取得する株主＝投資家の立場にたてば、自己が投資している上場企業の開示であることにかわりはなく、その視点から見て、金融商品取引法の内部統制報告制度や会社法の開示制度の両者の関連に注意を払う価値はあると思われる。このような観点から、WGは、企業の内部統制システムの構築・運用の促進に資する開示制度の改善をはかっていくという視点を持ちつつ、内部統制報告制度及び会社法の開示制度のもとでの問題点を検討した。

各メンバーが短期に集中的に討議することは極めて難しいために、WGでは概ね月1回の研究会を開催し、研究方針の議論を2回開催したのち、第3回から第9回まで2009年度の内部統制報告書において、評価結果不表明又は重要な欠陥を表明している会社を取り上げて、その記載についての疑問点を検討し、さらに内部統制監査報告書、財務諸表監査報告書、監査役監査報告書の記載を検討し、また、第10回では訂正内部報告書をめぐる問題点を検討した。報告書作

¹ その内容については、日本内部統制研究学会『内部統制 No.2』（同文館書店、2010年）を参照。

成の過程では、メールによりさらに活発に意見を交換した。本報告はWGの検討結果の報告である。

2. 論点の検討

(1) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」及び「金融庁の内部統制報告制度に関するQ&A」に対するWGの認識

金融商品取引法は、財務報告の信頼性に係る内部統制報告書の「重要な事項の虚偽記載」には、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、法人に対しては5億円以下の罰金という刑事罰を科すこととしている²。また、「重要な事項の虚偽記載」があったことを知らないで、その内部統制報告書に基づき有価証券を取得した者に対しては、提出会社はそれにより生じた損害を賠償する責任（無過失責任）がある³。提出時の役員も損害賠償責任を負うが、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにも関わらず知ることができなかつたことを証明した場合には免責される⁴。このように、虚偽記載に対しては重い民事・刑事責任が課されている。

そこで、何が「重要な事項の虚偽記載」になるかの判断が必要となるわけだが、内部統制報告書は評価結果を記載し、「重要な欠陥」があるときはその旨を表示しなければならないのであるから、重要な事項の虚偽記載は「重要な欠陥」があるのにないと表示した場合も含まれると解される。したがって、「重要な欠陥」は法令の適用を決める上で非常に重要な概念であり、会計上の概念であると同時に法律上の概念でもある。そして「重要な欠陥」が存在するかどうかは、内部統制報告書が「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従う」とされているので⁵、上記の評価基準に従って内部統制の不備を認識し、当該不備について金額的重要性、質的重要性、発生可能性を判断して「重要な欠陥」に該当するかどうかを判定することになる。企業会計審議会により公表された基準及び実施基準は一般に公正妥当と認められる内部統制評価の基準に該当するとされているのであるから⁶、基準及び実施基準は虚偽記載という民事責任の要件該当性及び刑事責任の構成要件該当性を判断するための基準となっているのである。

このことは、従来、法律家の間では当然のこととして意識されてきたが、内部統制報告制度の議論の中では強く意識されてはいなかったと思われる。しかし、以上に指摘した基準及び実施基準が法規範性を帯びているということは注意を要する事項である。すなわち、基準及び実施基準は民事責任及び刑事責任があるかどうかの枠を決めているものでもあるので、憲法上の原則である刑罰法規の明確性の要請からは、あまりにも漠然としたものではその用をなさなくなるということであり、また、民事責任の有無についても予見可能性をうばってしまうことになるということである。金融商品取引法が定めている内部統制報告書の虚偽記載の民事責任・刑事責任が、重いものとなっていることに鑑みれば、何が虚偽記載に該当するかの予測可能性を与えることは非常に重要である。

² 金融商品取引法（以下、「金商法」という）第197条の2第6号、第207条

³ 金商法第25条1項6号、第21条・第21条の2

⁴ 金商法第24条の4の6、第22条

⁵ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下、「内部統制府令」という）第1項第1項

⁶ 内部統制府令第1条第3項

また、金融庁が発表している「内部統制報告制度に関する Q&A」（以下、「Q&A」という）は、金融商品取引法を所轄する担当官庁の基準及び実施基準の解釈を示したものであるものの、実際の実務には非常に重大な影響を及ぼしており、実際の虚偽記載の判断の場面では実質的な法規範・裁判規範として機能する可能性が非常に高いものである。金融庁は、金融規制法のエンフォースメントの場面において重要な機能を果たしている監督指針についてはパブリックコメントに付す手続をとっているが、Q&Aについてはこのような手続がとられていない。Q&A の実際の機能を考えると、パブリックコメントに付す等の適正な手続を踏むことを検討すべき余地がある。

(2) 結果不表明の場合

実際の内部統制報告書には、経理及び財務の知識・経験を有した者の不足によって全社的內部統制の評価手続が実施できなかったのが結果を表明できないという例があるが、実施基準 II. 3. (4)①ハによれば、内部統制の「重要な欠陥」ではないのか、という疑問が指摘された。

この点、実施基準 II. 3. (4)①ハ. の「重要な欠陥となる全社的な内部統制の不備」の例として掲げられているものには、以下のようなものがある。

- ・ 「a. 経営者が財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない。」
- ・ 「b. 取締役会又は監査役若しくは監査委員会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していない。」
- ・ 「e. 業務プロセスに関する記述、虚偽記載のリスクの識別、リスクに関する内部統制に関する記録など、内部統制の整備状況に関する記録を欠いており、取締役会又は監査役若しくは監査委員会が、財務報告に係る内部統制の有効性を監督、監視、検証することができない。」

(ア) 論点 1—経理及び財務の知識・経験を有した者の不足によって全社的內部統制の評価手続が実施できなかったのは「重要な欠陥」なのか、それとも「結果不表明」なのか

実施基準は内部統制の評価を実施していないことを直ちに重要な欠陥としているのかという点について、「結果不表明は実質的には虚偽記載がありえない類型であり、このようなケースで結果不表明という記載が許されるならば、虚偽記載の罰則のぬけ穴となってしまうのではないか。」という疑問や、「全社的な内部統制は、財務報告に係る内部統制を重視する経営者であれば既に整備・運用しているものである上に、評価にさほど時間を要するものではなく、全社的な内部統制の評価さえ終わらないということは、ただちに全社的な内部統制に重要な欠陥があると考えべきである。」という意見があった。

しかし、以下のような理由から、全社的內部統制の評価ができないことは、ただちに内部統制の「重要な欠陥」になることは意味しないという意見が多数であった。多数意見は、「内部統制の評価を実施していないことを重要な欠陥としているのであれば、結果不表明という概念は成立しなくなってしまうし、また、経営者が評価するものは内部統制の整備運用状況であるにも関わらず、「内部統制の整備運用状況の評価の状況」を評価するという堂々巡りになってしまうので、「内部統制の評価を実施していないこと」は重要な欠陥ということをただちに意味するものではない。むしろ、全社的な内部統制のリスクの評価と対応やモニタリングの不備があったという可能性があることを意味し、上記のような不備が認められるならば当該不備が重要な欠陥に該当するかを判断すべきである。」というものである。

この点、立法担当官の解説⁷によると、①重要な評価手続が実施できず、かつ全体として評価結果を表明するに足りる証拠が得られなかった場合を結果不表明と記載すると整理されていること、②重要な評価手続が実施できなかったが、全体として評価結果を表明するに足りる証拠が得られなかった場合に、評価手続の一部が実施できなかったが内部統制は有効であると表明する場合を認めていることから、評価を実施していないこと自体を内部統制の重要な欠陥とは考えていないと整理している。

このような整理のもとでは、結果不表明という結論になったとしても、全社的な内部統制のリスクの評価と対応やモニタリングの不備があった場合であると認められるときは当該不備が「重要な欠陥」になり得る可能性があり、当該不備が「重要な欠陥」に該当すればそのことを実施できなかった手続とともに開示する必要があるということになることを認識すべきである。

Q&A 問 63 では、重要な評価手続が実施できず、全体として、評価結果を表明するに足る証拠が得られない場合には、結果不表明を記載することとなるが、評価を実施した範囲において重要な欠陥を識別している場合には、内部統制報告書において実施できなかった評価手続及びその理由を記載した上で重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨及びその重要な欠陥の内容及びそれが事業年度まで是正されなかった理由を記載することとしている。

また、日本公認会計士協会の監査保証実務委員会報告第 82 号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」（以下「第 82 号」という）では、内部統制報告が結果不表明である場合には、監査人は意見を表明してはならず、内部統制監査報告書の追記情報として内部統制報告書に重要な欠陥の記載がある旨及び当該重要な欠陥が財務諸表に及ぼす影響について記載するとされている⁸。

このように、金融庁及び日本公認会計士協会の考え方によれば、経理及び財務の知識・経験を有した者の不足によって全社的な内部統制の評価手続が実施できなかったのは、ただちに「重要な欠陥」になるとはいえないものの、そのような事態が全社的な内部統制のリスクの評価と対応やモニタリングの不備に該当するのか、また不備を識別するならば当該不備が重要な欠陥に該当するかを判断すべきであり、重要な欠陥に該当するならば Q&A 問 63 のとおりの記載を行い、また内部統制監査報告書は第 82 号に従い追記情報として記載すべきである、ということとなる。

以上のとおり、全社的な内部統制の評価ができないことは、ただちに内部統制の「重要な欠陥」になるかという点について、重要な欠陥にただちに該当しないとする後者の見解が金融庁及び公認会計士協会の立場であると考えられるが、その見解でも、評価手続が実施できないことが重要な欠陥になる場合があり、その場合の記載方法については、実施できなかった評価手続及び理由とともに、重要な欠陥があることも明らかにすべきことを Q&A 問 63 が、内部統制監査報告書には意見を表明してはならず、内部統制監査報告書の追記情報として内部統制報告書に重要な欠陥の記載がある旨及び当該重要な欠陥が財務諸表に及

⁷ 池田唯一他・『＜総合解説＞内部統制報告制度《法令・基準等の要点と Q&A》（税務研究会出版局、2007 年）157 頁

⁸ 日本公認会計士協会『監査保証実務委員会報告第 82 号 財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い』16. (5) ④ア

ぼす影響について記載すべきことを第 82 号が明確化していることを、更に注意喚起すべきであると考える。

また、いずれの見解をとっても、「重要な欠陥」があることが開示されなかった場合には内部統制報告書の虚偽記載の民事責任・刑事責任の発生の可能性があるから、本件についてはそのような観点から解釈をより一層明確化すべきであるという指摘があった。

(イ) 論点 2—重要な欠陥に該当する事由があるのに、結果不表明の中で何も記載しない場合は虚偽記載に該当するのか。

論点 1 でどちらの立場をとっても、重要な欠陥があると識別すべき場合にその開示がなされていない場合には、理論的には虚偽記載を構成するのではないかという疑問がある。

虚偽記載の民事責任及び刑事責任の構成要件は、「重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した」者とされ、記載すべき重要な事項があるのを認識しながら記載しなかった場合も含むと解されることは上述したとおりである。金融庁 Q&A 問 63 は実施できなかった評価手続とあわせて重要な欠陥がある場合は記載すべきとしているのであり、この解釈からみて、結果不表明の意見だけを述べても、適切な開示とは言い難く、「重要な事項」について虚偽記載があると考えざるを得ないと思われる。したがって、重要な欠陥を識別すべきである場合には、経営者は内部統制報告書の訂正報告書を提出すべきことになる。

(3) 監査役監査報告書との関係

上記の論点に付け加えて、知識・経験のある人材を配置又は確保することが不可能であるという理由で結果不表明を行う場合や、それを理由とする「重要な欠陥」があり内部統制が有効でないという結果を表明した場合に、多くの監査役の監査報告書に何らの言及がないのはおかしいのではないかという疑問が提起された。これに付け加えて、重要な欠陥が表明されている事例における多くの監査役の監査報告書が重要な欠陥があることについて何もふれていないことについて、いわゆる期ずれ問題があるとはいえ、WG では疑問が提起された。経営者の業務執行により知識・経験のある人材を配置又は確保できていない状態になった場合は、法令遵守及びコーポレート・ガバナンスの向上のために、監査役がどのようにその問題を検討し、また監査報告に記載すべきかを検討する必要があることとなる。

以下は、WG における各論点の整理を述べる。

(ア) 論点 1—監査報告書と結果不表明や重要な欠陥があると識別している場合の関係

監査役は、業務執行の適法性について監査する義務を有する。監査役は適法性監査として、取締役の職務執行について不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実がないかどうかをチェックし、そのような事実がある場合にはその事実を監査報告書に記載しなければならない⁹。ここにいう不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実には、取締役の善管注意義務違反が含まれている。他方、取締役はその善管注意義務の内容として、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備を行う義務（内部統制システム構築義務）を負う。

⁹ 会社法 381 条 1 項・436 条 1 項、会社法施行規則 129 条、会社計算規則 122 条・127 条

(2) の説例のような理由による結果不表明や、その他の理由による「重要な欠陥」の存在が取締役の善管注意義務違反を構成するかは、具体的な事実に基づいて個別に判断されるべき問題である。しかしながら、内部統制報告書が上記の理由で結果不表明である場合や、「重要な欠陥」が期末日までに存在し是正されないならば、監査役は監査基準日である期末日までそれを認識するはずであるから、監査役は監査報告書を提出する段階で結果不表明となることや重要な欠陥があり内部統制が有効でないという評価となることがわかっているならば、その職務として当該評価結果の原因となった事象に関する取締役の内部統制システム構築義務が履行されているかどうかを監査すべきであり、その結果、違反が認められれば監査報告書に法令違反として記載しなければならない。株主に損害が発生していなくても、違反があれば指摘するのが監査役の会社法上の義務であり、それを指摘しないのは監査役の善管注意義務違反となる。

取締役が善管注意義務違反が認められない場合について、監査役に対して監査報告書に何か記載することを要求する法律は存在しない。しかし、監査役の内部統制システム監査及び財務報告の信頼性に係る内部統制システム監査は通年監査である。特に内部統制システム監査は1年目は内部統制システムの決議の相当性を監査することになるが、2年目以降は運用の相当性を通年監査により監査するものであり、適切な通年監査なくして取締役の善管注意義務違反の有無を監査することはできない。他方で、業務監査に日常取組み、内部統制の評価にあたっている部門や会計監査人と適時、情報交換を行っている監査役は問題の所在を的確に把握しているはずであり、またそうあってしかるべきである。監査役の財務報告の信頼性に係る内部統制システム監査を実効性あるものとするためにも、監査役は取締役の善管注意義務違反の有無の如何を問わず、監査報告書の基準日において内部統制報告書の結果が結果不表明となるか、または、重要な欠陥があり内部統制が有効でないとの評価結果になることを知っていたならば、そのような評価結果の原因となる事象に対して監査役としての認識を表明することが望ましいと考えられる。

他方で、取締役の善管注意義務違反があるとはいえない段階で、監査報告で取締役の職務執行について否定的な認識を報告することは、経営陣との対立を惹起し後日の円滑な監査の支障要因となるおそれがあるだけでなく、ステークホルダーから監査役の認識の根拠の積極的説明を求められるという事態になることも想定される。しかし、株主を中心とするステークホルダーはコーポレート・ガバナンスの向上を希望しているのが一般的であるから、監査役の上記の行動はステークホルダーの期待と合致するという意味で好意的評価を受けることはあっても批判的評価を受けるおそれは少ないのではないかと思われる。

この点、日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」（以下、「内部統制システム監査実施基準」という）では、財務報告内部統制の監査の着眼点として、①財務報告担当取締役が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク、②会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク、③会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスクの3つの重大なリスクに財務報告内部統制が対応しているかを掲げ¹⁰、重要な統制上の要点を特定して判断すること¹¹、会計監査人と上記の重大なリスクその他財務報告内部統制の実効性に影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、適時かつ適切に監査役又は監査役会に報告するよう要請し情

¹⁰ 内部統制システム監査実施基準第13条1項各号

¹¹ 同条2項

報の共有に努めること¹²、財務報告内部統制が上記の重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査人が当該情報の内容につき適正に会計監査を行っていないと認めるときは、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないことを認めるとともにその理由を監査報告において記載するものとしている¹³。

また、内部統制システム監査実施基準では、「重要な欠陥」とは別の「重大な欠陥」という概念を採用している。内部統制システム監査実施基準では、内部統制システムにかかる瑕疵がある場合を「不備」と呼ぶが、内部統制システムに関して監査役として取締役・取締役会に対して意見を述べるレベルと監査報告に書くべきレベルとの間には法的にも実務的にも差異があるものと認識せざるを得ないので、監査役として指摘すべき「不備」を「著しい不備」、監査報告に書くべき不備を「重大な欠陥」と呼んで区分している。すなわち、内部統制システムの整備に関して取締役の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実（会社法施行規則 129 条 1 項 3 号）がある場合を「重大な欠陥」と呼んで整理したものである¹⁴。このような考え方から、内部統制システム監査実施基準第 7 条は第 1 項で監査役の内部統制システム監査において不備を発見した場合の監査役会への報告を、第 2 項は報告をうけて代表取締役等または取締役会に対する助言または勧告すべき事項の審議を、第 3 項は助言または勧告がなされた場合であっても代表取締役等が正当な理由なく適切な対処をせず、かつその結果各体制の整備状況に「重大な欠陥」があると認められる場合の監査報告への指摘の記載を、それぞれ規定している¹⁵。

このような整理のもとでは、監査役が結果不表明や重要な欠陥による内部統制が有効でないという評価が表明されることが確実であることを認識している場合に、「不備」が「重大な欠陥」レベルのものである場合には監査報告に記載する義務があるが、そのレベルに達していない不備については、それを記載するかどうかは監査役の判断の問題であるとされている¹⁶。

WG としては、監査役協会の内部統制システム監査実施基準の整理による「不備」が認められる場合には、監査報告において指摘することもありうるという方向性については賛成である。さらに、投資家にわかりやすい開示という観点と、内部統制の促進という観点から、一歩進んで、期末日において、結果不表明または重要な欠陥があるという内部統制報告書が提出される蓋然性が高いが確定はしていない場合には、期末時の時点において取締役の職務執行について法令違反はないとしても、結果不表明または重要な欠陥に対する取締役の対応如何では後日において取締役の職務執行の違法という事態まで発展するおそれがないとはいえないことから、結果不表明または重要な欠陥があるという事態に対する監査役の認識を監査報告に記載するかどうかを検討すべきであり、その結果、事案によっては監査報告でそれ

¹² 同条 3 項

¹³ 同条 5 項

¹⁴ 武井一浩『「内部統制監査役監査基準」の解説－企業価値を高める「日本版内部統制」の実現に向けて－』（別冊商事法務 No. 307）88 頁

¹⁵ なお、「重大な欠陥」というあらたな概念をもちいて善管注意義務違反を判断するという考え方の整理は、複雑すぎてわかりにくいし、この考え方にもとづいた監査役監査実施要領に規定されている実施項目及び実施内容は非常に細かく、監査役に実行を求めるのは困難を強いるもので無理であるという意見があった。

¹⁶ 大川博通ほか『座談会 内部統制監査役監査基準の策定－内部統制法制を踏まえた企業統治の方向性と実務』（別冊商事法務 No.307）における尾崎安央教授、今里政彦氏、武井弁護士の発言（17～18 頁）

についての監査役の認識を株主に報告することが望ましい場合もありえると考える。

(イ) 論点2—内部統制の「構築」、「整備」及び「運用」の定義

内部統制報告制度における内部統制の「構築」、「整備」、「運用」と、会社法監査における取締役の内部統制の「構築」、「整備」、「運用」の用語のずれがあると思われる。すなわち、会社法の内部統制構築義務の中身の「構築」は、取締役の会社に対する損害賠償の責任を決定するための概念であるが、実施基準の「構築」は必ずしもこれと同じではないと思われる。

監査論では、「整備」とは内部統制をデザイン（マニュアル作りを含む）し実施してもらう（業務への適用）こと、「運用」はコントロールが実際に機能していることを意味する。一方、実施基準では、「構築」は評価作業を可能にする文書化や評価の前段階の補正作業を意味している。会社法上の内部統制という「構築」、「整備」、「運用」はこれと同じ意味で使用されていない。会社法という「構築」は組織を作り人員を配置しマニュアル等の文書等を準備することを意味し、「整備」は監査論の「整備」の中の業務への適用を指しているが、会社法の内部統制を扱う論者の中には「整備」に「運用」まで入ると考える論者もあり、このような使い方をする場合の「運用」は監査論の「業務への適用」の部分をいっている。このような概念の違いに関する整理が、監査論と法律論との整合的議論のためには必要であると思われる。

(4) 財務諸表監査報告書との関係—財務諸表監査報告は、内部統制報告を適正とする内部統制監査報告との違いをどのように説明すべきか。

「重要な欠陥」により内部統制が有効でないとする内部統制報告を適正とする内部統制監査報告がされた場合に、財務諸表監査で重要な虚偽表示がないという適正意見が出されるということは内部統制報告制度に関わっている者は理解できる。しかしながら、投資家にとっては、内部統制報告において重要な欠陥があるとされながらも、財務諸表監査報告で適正意見が表明される場合に、なぜそうなるのかが分かりにくいのではないかという疑問がある。

虚偽表示がないことを保証する際の合理的な基礎が得られたことを内部統制監査報告も財務諸表監査報告も述べているわけであるが、一方は重要な欠陥＝財務報告の信頼性に大きな影響を及ぼす不備（重要な欠陥）が認定されているという表示は適正と保証し、他方は財務諸表の数値はそれにもかかわらず虚偽表示がないといているのであるから、なぜそうなったかは、投資家はどちらの報告書を読んでも分からないのではないか。

合理的基礎を得る対象が違うので両者は矛盾しないという理解であるという説明は、公認会計士には理解できても投資家には理解がほとんどできない。特に財務諸表監査と内部統制監査が一体となっているという点からすれば、内部統制監査で重要な欠陥が見つければ、財務諸表監査において統制に依拠することはできないのであろうから、財務諸表監査の際にどのような事項をチェックして虚偽表示がないことの合理的保証が得られたのかを説明すべきで、それなくしては開示制度として適切に機能しないと思われる。

(5) 次年度に同一評価範囲から「重要な欠陥」に相当する不備が発見された場合、前年度の内部統制報告は虚偽記載なのか。

WGは次年度において、同一の評価範囲について「重要な欠陥」に相当する不備が発見され、かつそれが前年度も存在した場合に、どのような処理をすべきかを検討した。同一評価範囲において後日重要な欠陥が発見されるのは、評価基準が同一である限り、見落としがあったという場合であろうから、本来は「重要な欠陥」があったという重要な事項について、事実と違う表示がなされたと考えざるをえない。それは形式的には虚偽表示であり、訂正内部統制報告書を提出すべきである。なお、「重要な欠陥」の表明が「重要な事項」でないと整理することは極めて困難である。金額的に影響が大きい誤りがある有価証券報告書については、訂正報告書を提出しなければならないことは疑問の余地がなく、これと別に解する必要性は見出し難い¹⁷。

(6) 評価範囲外から「重要な欠陥」が発見されたとき、過年度の内部統制報告について訂正内部統制報告書は提出が必要か

次に、WGは、前年度の評価範囲外から「重要な欠陥に相当する」不備が発見された場合に、内部統制報告書の訂正報告書を提出すべきか、という問題について検討した。

この問題を、金融庁Q&A問67と問71が取り上げている。問67は、「基準及び実施基準に準拠して決定した」内部統制の評価範囲外から「重要な欠陥に相当する」不備が内部統制を有効とした内部統制報告書を提出後に発見された場合であっても、訂正内部統制報告書の提出は不要であるという回答をしている。また、問71は評価範囲外から誤謬が発見された場合であっても、当該誤謬が評価範囲内の「重要な欠陥に相当する」不備を原因とする場合は、訂正内部統制報告書を提出すべきである、としている。

これは「重要な欠陥に相当する」不備が事後的に識別されても、評価範囲外から識別されたのであれば訂正内部統制報告書の提出は不要ということである。しかし、そもそも、内部統制の評価の範囲は財務報告に対する重要性やリスクの大きさを基礎に決定しているはずであり、「評価範囲外から重要な欠陥に相当する」内部統制の不備が識別されたということは、内部統制の評価範囲の決定が誤っていたか、あるいはリスクの認識が誤っていたかということの意味するのではないかという疑問がある¹⁸。

たとえば、ある業務プロセスが、重要性がないという理由で評価対象からはずれていたケースで、事後的に当該業務プロセスから誤謬が発見され、それが財務報告に金額的に大きな影響を与えているような場合に、当該業務プロセスを評価範囲に含めなくていいとした判断が正当だったのかという点についても検討されるべきではあろう。そう考えると、問67が想定していると思われる「評価範囲の決定が適切であって、評価範囲外のプロセスの不備により、内部統制に重要な影響を与えていない場合」は、そういう場合があったとしても極めて限定されてくるのではないかと思われる。

¹⁷ なお、委員の一部より、内部統制報告制度には限界があり、内部統制を有効と報告した企業においても重大な会計不正事件を100%防止することはできないことを前提としているのであるから、後日「重要な欠陥」なる評価結果を根拠付ける事実が発見されたとしても、常に訂正内部統制報告書を提出しなければならないとはいえないのではないかと、との意見があった。

¹⁸ 委員の中には、問71は「適切に決定された評価範囲の外から重要な欠陥に相当する事実が発見されたら報告書の評価結果の訂正は不要である。重要な欠陥に相当する事実が評価範囲の外から発見されたとしても、それが評価範囲を適切に判断していたら本来は評価範囲の中であった場合には、評価結果の訂正が必要である。」と読むのが素直な解釈であるという意見があった。

以上の検討から、問 67 は非常に限定された場合を解説しておりミスリーディングであると思わざるをえない。問 67 と問 71 は統合し、解説を明解にする必要があると考える。

なお、訂正内部報告書が提出された案件についての分析は、当該訂正が評価範囲に含まれているプロセスに関して不備が発覚したことによるものなのかどうかを細かく見ていくべきであろう。訂正報告書が提出された案件を検討すると、最初から評価対象になっていた勘定に係るプロセスが多く、そうであれば訂正内部統制報告書は提出しなければならず、法に従った処理がなされている。

(7) 取締役と内部統制報告制度の関わり

内部統制報告制度では報告義務者（代表者）が報告を行い、それについて監査人が監査を行い、監査役は自分の役割として監査を行う。では、報告義務者以外の取締役はどのような役割を担っているのか。報告義務者以外の取締役は業務執行取締役と社外取締役の 2 つに分類できる。そして、前者は内部統制の構築と運用について情報を得ることが容易な立場にあり、後者は主に取締役会を通じて情報を得ることが想定される。両者とも法的な意味での内部統制システム構築義務という点では同様の義務を負っており¹⁹、その義務の内容に差異はなく、また、内部統制システムの運用については担当取締役の職務執行として行われるが、それ以外の社内取締役・社外取締役は当該職務執行を監視する義務を負っている。この点、これらの義務が適切に履行されているかどうかという問題とは別に、法的責任とは異なるコーポレート・ガバナンスの観点から期待されている役割があるが、義務違反が認定できなくても期待されている役割を果たしているのか疑問に思う事例も見受けられた。

今回の事例研究のなかで検討した「結果不表明」には相当に問題性が存する事例もあり、社内において情報を得ることが可能な業務執行取締役の無関心もその一因になっているのではないかと危惧される。内部統制は本来的には経営陣（取締役）全員が各々の役割を果たしコーポレート・ガバナンスの向上に貢献することにより充実するものであり、報告義務者以外の業務執行取締役が内部統制報告制度によるコーポレート・ガバナンスの充実に何ら貢献していないとすれば非常に問題である。

特に業務執行取締役は、自分たちの会社ではどのようなリスクが一番高いか、どこに問題があるかといった内部事情の問題性については業種、会社の成長度合い、社員の質等の社内事情を分析的に検討すれば相当に理解できるはずであり、また理解しているはずである。そのような立場にある業務執行取締役が自分は内部統制報告制度には関係がないという感覚でいる場合には、内部統制報告制度の充実は到底期待しがたいものとなり、他方で、自社のリスク等の社内事情を十分に理解把握し、それを前提にして内部統制システム及び内部統制報告制度の充実を検討することができればより一層内部統制報告制度が充実するはずである。この意味で業務執行取締役の関わりは非常に重要である。

また、社外取締役は報告義務者だけでなく、それ以外の業務執行取締役の活動状況にも関心を払い、情報収集をして社外取締役としてのモニタリング機能を十分に果たすことが期待されていると考える。

¹⁹ 内部統制システム整備については、取締役の過半数の決定によっても特定の取締役に決定を委任することができないとされている（江頭憲治郎『株式会社法 第3版』（有斐閣、2009年）375頁）。内部統制システムの運用については、業務担当取締役からの運用状況の情報について、信頼の原則が適用され、特に疑うべき事情がない限り、業務担当取締役を信頼すれば善管注意義務にならないのが原則である（同上 377頁）。

今回の事例研究ではこれらの報告義務者以外の取締役の積極的な関わりを窺わせるものはなかった。内部統制報告制度の発展にとっては、取締役の関わりをどう確保するかが課題であろう。

以 上

日本取締役協会 内部統制ワーキンググループ(50音順)

座長：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 池永 朝昭

委員：朝涼法律事務所 弁護士 森田 尚男

公認会計士 山中 彰子

東京霞ヶ関法律事務所 パートナー弁護士 遠藤 元一

鳥飼総合法律事務所 弁護士 青戸 理成

鳥飼総合法律事務所 弁護士 中村 隆夫

鳥飼総合法律事務所 弁護士 弁理士 松本 賢人

鳥飼総合法律事務所 パートナー弁護士 吉田 良夫

山口利昭法律事務所 代表 弁護士 山口 利昭

オブザーバー：青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授 町田 祥弘

問い合わせ先

一般社団法人 日本取締役協会

〒105-6106 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル 6階

電話 03-5425-2861 e-mail: info@jacd.jp